

**中野市市民会館リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領・様式集・審査要領の修正・変更について**

■令和2年5月1日変更分

1 変更内容

(1) プレゼンテーションの公開について

プレゼンテーションは公開することとしていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、非公開としました。

これにより、ヒアリングについては、技術提案書提出者毎にプレゼンテーションに引き続き実施することとしました。

(2) 技術提案書の公開について

プレゼンテーションを非公開での実施に変更したことに伴い、最適候補者選定経過の透明性を確保するため、全者の技術提案書（概要版可）を市公式ホームページ及び市役所窓口で公開することとしました。

(3) プレゼンテーションの実施方法について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりプレゼンテーションの実施方法等を変更する場合は、技術提案者に通知することとしました。

2 変更箇所

変更箇所	変更・修正前	変更・修正後
実施要領 9(4)	プレゼンテーションは公開とする。ヒアリングは非公開とする。	プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
実施要領 9(6)	_____	(6) その他 プレゼンテーション等の実施方法等を変更する場合は、技術提案者に通知する。
実施要領 15(2)イ	最適候補者として特定された者の技術提案書は中野市公式ホームページで公開する。	最適候補者として特定された者の技術提案書及びその他の者の技術提案書(必要により概要版)は中野市公式ホームページ及び市役所窓口で公開する。
審査要領 5(1)オ	なお、ヒアリングは、技術提案書提出者全員がプレゼンテーションを終了した後に、技術提案書提出者毎に順次行うものとする。	(削除)

審査要領 5(1)キ	<p>プレゼンテーションは公開とする。</p> <p><u>ただし、技術提案書提出者及びその関係者は傍聴することはできないものとする。</u></p> <p><u>なお、ヒアリングは非公開とする。</u></p>	<p>プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。</p>
------------	--	---------------------------------

■令和2年4月9日変更・修正分

1 変更・修正内容

(1) 参加表明書の提出期間について

新型コロナウイルス感染拡大にともなう新型コロナウイルスの影響を考慮し、参加表明書の提出期間を4月22日(水)までに変更します。

(2) 設計共同体について

実施要領、様式集、審査要領中の「特定建築設計共同企業体」「企業体」「特定建築設計共同体」は、すべて「設計共同体」に修正します。

2 変更・修正箇所

変更・修正箇所	変更・修正前	変更・修正後
実施要領 3(6)	令和2年4月16日(木)～令和2年4月17日(金)	令和2年4月16日(木)～令和2年4月22日(水)
実施要領 5	～によって構成される <u>特定建築設計共同企業体</u> （以下「 <u>企業体</u> 」という。）で～	～によって構成される <u>設計共同体</u> で～
実施要領 5(10)	<u>企業体</u> の要件	<u>設計共同体</u> の要件
実施要領 5(10)ア	<u>企業体</u> の構成員は～	<u>設計共同体</u> の構成員は～
実施要領 6(1)ア①	～ <u>企業体</u> とする場合は～	～ <u>設計共同体</u> とする場合は～
実施要領 6(1)イ①	～ <u>企業体</u> とする場合は～	～ <u>設計共同体</u> とする場合は～
実施要領 7(2)	令和2年4月16日(木)～4月17日(金)	令和2年4月16日(木)～4月22日(水)（ <u>閉庁日を除く</u> ）
実施要領 8(3)ウ	～（ <u>企業体</u> の構成員～	～（ <u>設計共同体</u> の構成員～
様式 1-2（備考）	設計共同体の場合は、 <u>特定建築設計共同体</u> 協定書の写しを添付すること。	設計共同体の場合は、 <u>設計共同体</u> 協定書の写しを添付すること。

様式6（注意）3	～「 <u>企業体</u> 」の別を～	～「 <u>設計共同体</u> 」の別を～
審査要領4(2)表	<u>企業体</u> 構成員の評価	<u>設計共同体</u> 構成員の評価
審査要領4(2)表	中野市内に本社を有する者との <u>企業体</u>	中野市内に本社を有する者との <u>設計共同体</u>

■令和2年3月31日修正分

1 様式6関係

(1) 修正箇所「(注意)」

修正前：平成 17 年 4 月 1 日以降の業務実績を記載すること。

修正後：平成 12 年 4 月 1 日以降の業務実績を記載すること。

(注意)

- 平成 12 年 4 月 1 日以降の業務実績を記載すること。
- 記載できる実績は 10 件以内とし、同種の実績で席数の多いものを優先して記載し、不足する場合は類似の実績で面積の多いものから記載すること。10 件に満たない場合は、空欄とすること。
同種：建築基準法別表第 1 (イ) 欄 (1) 項に掲げる用途の建築物のうちプロセニアム型舞台を有する劇場とし、当該機能を有する複合施設も含めるものとする。

2 様式7関係

(2) 修正箇所「業務実績」欄

修正前：業務実績（平成 17 年 4 月 1 日以降）

修正後：業務実績（平成 12 年 4 月 1 日以降）

(様式7) (A3縦版) 評価用

配置技術者の実績等評価調書

(提出者) _____

配置技術者	評価対象資格 取得年月	実務経験年数 (年未満切り捨て)	業務実績 (平成 <u>12</u> 年 4 月 1 日以降)				
			同種・類似	業務名 (発注者名)	用途	構造・延床面積・席数	役割 (担当業務)
管理技術者	技術士(建設部門:都市計画及び地方計画)	____年					